

# 【認可地縁団体】地縁による団体（自治会等）の法人化について

## 〔1〕 地縁団体（地縁による団体）

### (1) 地縁団体とは

地縁団体とは、自治会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治法第260条の2第1項）。

### (2) 地縁団体に該当しないもの

活動内容がスポーツ活動や芸術活動など、特定分野のみである団体や、婦人部や老人会などの性別、年齢によって所属条件が定まっている団体は地縁団体とは認められない。

## 〔2〕 法人格取得（認可地縁団体の登録）の流れ

### (1) 認可地縁団体とは

市長の認可を得て法人格を得た地縁団体

### (2) 認可地縁団体になると

法人格（公益法人等とみなされる。）を得ることにより、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになる。

### (3) 認可の要件

- ① 一定の区域に住所を有することのみを所属条件とする団体
- ② 地域的な共同活動のための不動産等を保有しているか、これから保有する予定があり、それを登記するために法人格を取得しようとしていること。
- ③ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
  - ・ 広く地域社会の維持、形成を目的とすることを規約に明記し、具体的な共同活動（一般的な自治会活動）を行っていることが必要。活動実績の確認には、総会資料等を用いる。
- ④ 自治会等の区域が明確に定められていること。
  - ・ この「区域」は、当該自治会等ばかりでなく、市内のその他の住民も容易に認識できる区域であることが求められる。したがって、町字名や番地又は住居表示で表記したり、地図上で境界を明記する必要がある。また、自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況による。
- ⑤ その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、その相当数の住民が現に会員になっていること。
  - ・ 「相当数」の判断は、一般的には当該区域の住民の過半数と考えられる。現に構成員になっているかどうかは、申請時に必要となる構成員の住所が記載された構成員名簿により確認する。
- ⑥ 規約を定めていること

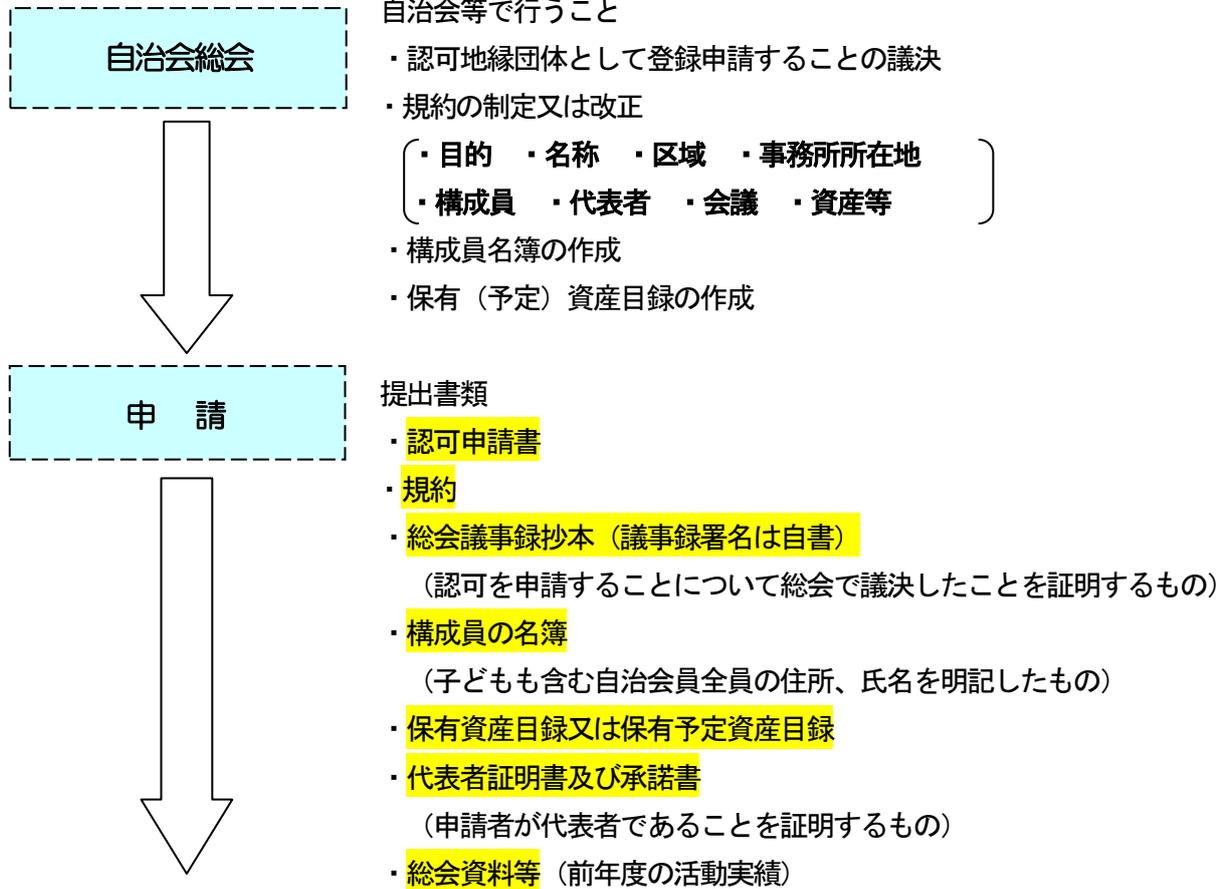
規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- |   |            |           |           |          |               |
|---|------------|-----------|-----------|----------|---------------|
| 〔 | ・目的        | ・会の名称     | ・区域       | ・事務所の所在地 | ・構成員の資格に関する事項 |
|   | ・代表者に関する事項 | ・会議に関する事項 | ・資産に関する事項 |          |               |

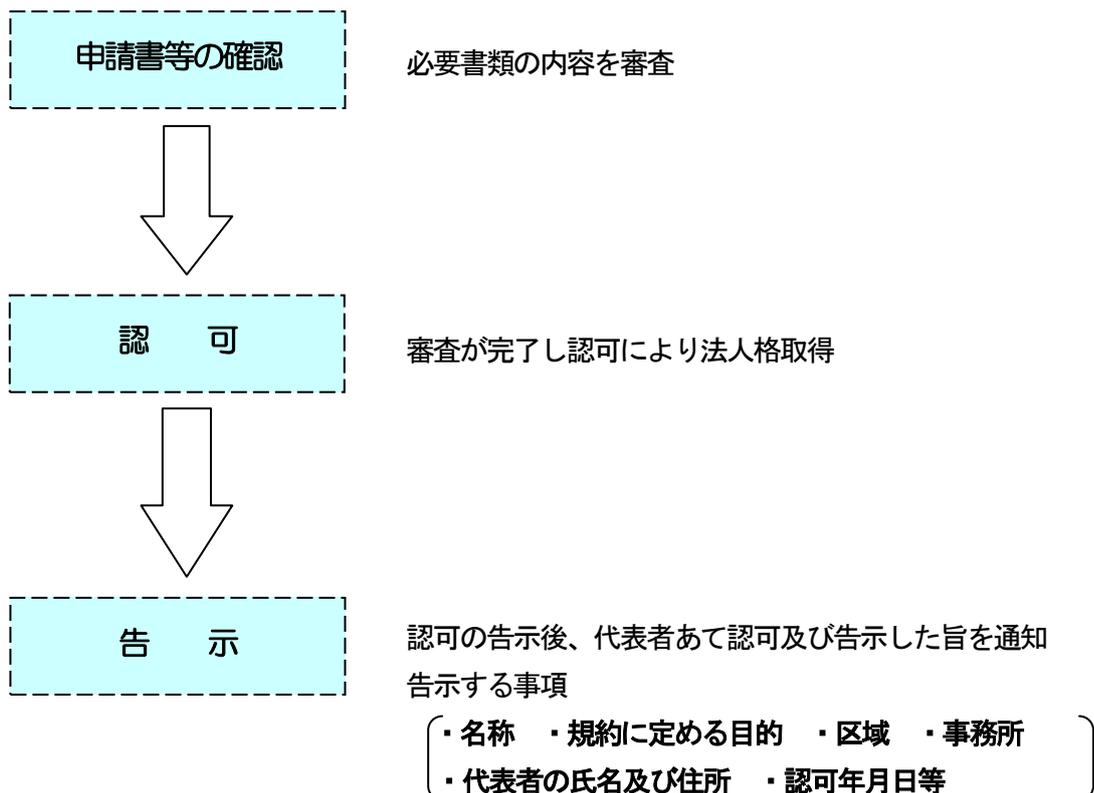
#### (4) 認可の取り消し

認可地縁団体として登録後に認可の要件を満たさなくなった場合や、不正な手段によって認可を受けた場合は、認可を取り消される場合がある。

#### (5) 申請



#### (6) 法人格認可（地域づくり推進課）



## (7) 認可を受けたら必要になること

- ① 正当な理由がない限り、その区域住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ② 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ③ 特定の政党のために利用してはならない。
- ④ 告示事項に変更があったときは、市に届け出なければならない。  
〔 ・名称 ・規約に定める目的 ・区域 ・事務所の所在地  
・代表者の氏名及び住所 ・規約に解散の事由を定めたときは、その事由 〕
- ⑤ 毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置くこと。ただし、特に事業年度を設けるものは、毎事業年度の終了の時に、財産目録を作成しなければならない。
- ⑥ 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- ⑦ 一人の代表者を置かなければならない。
- ⑧ 少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。
- ⑨ 総会の招集通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

## 〔3〕 地縁団体印鑑の登録

### (1) 申請

地縁団体の印鑑登録は認可地縁団体（認可地縁団体の登録と印鑑登録を同時に行うことは可能）の代表者が認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し、申請することで登録できる。

申請時に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書 ※
  - ・登録したい団体の印鑑
  - ・代表者の印鑑証明
  - ・代表者の身分証明書（運転免許証等）
  - ・代理の場合は委任状（認可の際に告示をしてある代理人しか代理申請はできない）
- ※申請書に押印する代表者の印鑑は市に登録している実印でなければならない。

### (2) 登録

登録できる印鑑は1個であり、次のような印鑑は登録できない。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmルの正方形に収まるもの又は一辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

## 〔4〕 法人設立の届出（法人市民税関係）

### (1) 届出

認可地縁団体として認可されると、自治会は法人格を得るので、法人設立届を市民税課に届け出なければならない。

届出時に必要なもの

- ・法人設立届（代表者の押印が必要）
- ・認可指令書の写し

## (2) 法人市民税について

法人として届出をすると、法人住民税が課税されますが、収益事業を行わない限り減免される。

今後は、毎年3月末頃に市民税課から代表者あてに申告書と減免申請書が送付されるが、法人として収益がなければ、記入例を参考に記入し4月中に返送することで減免される。

## 〔5〕 証明書の発行

### (1) 認可地縁団体告示事項証明

告示事項証明書は認可地縁団体として登録してあることを証明する書類であり、認可時に告示した内容を記載した台帳の写しを証明書として交付する。代表者に限らず誰でも請求することができる。

請求時に必要なもの

- ・証明書交付申請書
- ・請求者の身分証明書（運転免許証等）
- ・手数料（200円）

### (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書は認可地縁団体として登録してある印鑑を証明する書類であり、登録した印鑑の陰影の写しを証明書として交付する。なお、契約等において個人の印鑑証明と同様の効果を持つので、登録している団体の代表者しか請求できず、申請書には登録した印鑑の押印が必要。

請求時に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・請求者の身分証明書（運転免許証等）
- ・手数料（200円）

## 〔6〕 認可後に変更があった場合の届出

### (1) 告示事項に変更があった場合

総会等により告示事項（地縁団体の名称、事務所、代表者等）に変更があった場合、告示事項変更届出をしなければならない。

届出時に必要なもの

- ・告示事項変更届出書
- ・総会議事録（抄本）
- ・新代表者の承諾書（代表者が変更になった場合）

### (2) 規約に変更があった場合

総会等により規約に変更があった場合、規約変更認可申請をしなければならない。（大幅な変更がある場合、規約が認可地縁団体としての要件を満たさなくなる可能性があるため、地域づくり推進課に要相談）

規約の変更が告示事項に係る場合（地縁団体の名称の変更や規約に記載している事務所の位置の変更等）、同時に告示事項の変更も届出なければならない。

申請時に必要なもの

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由
- ・総会議事録（抄本）
- ・変更後の規約（全文）
- ・告示事項変更届出書（規約の変更が告示事項に係る場合）

## 〔7〕 所有不動産の登記移転等に係る公告申請（不動産登記の特例）

### (1) 不動産登記の特例

登記名義人の不明等により移転登記できない不動産を、自治会名義で登記するために、平成27年4月1日から新たに施行された制度。

申請時に必要なもの

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ・当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書
- ・上記が入手困難な場合、入手困難であること理由書
- ・地域の実情に精通した者の証言を記載した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真

① 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・申請不動産が墓地である場合は、墓地の使用者名簿
  - ・上記が入手困難な場合、入手困難であること理由書
  - ・地域の実情に精通した者の証言を記載した書面

(1) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

- ・不在住証明（住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書面。1通200円。市民生活課で誰でも請求できる）。
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便（定型封書822円）が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面
  - ※存在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておく。